

文書等寄贈 (寄託) 申込書

年 月 日

鳥取県立公文書館長 様

住所  
氏名

鳥取県立公文書館管理運営要綱第 4 条第 2 項の規定により文書を寄贈 (寄託) したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 申込者

ふりがな	
氏名	
住所	(郵便番号 - )
電話番号	( )

2 寄贈 (寄託) する文書等

文書等の種類	数量	備考

3 条例第 13 条第 2 項第 3 号に規定する利用条件等

利用条件	該当箇所	条件の満了する期日

特定歴史公文書等利用決定通知書

番 号  
年 月 日

様

鳥取県立公文書館長

平成 年 月 日付けの利用請求について、鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の全部を利用に供することを決定したので通知します。

特定歴史公文書等の名称	
利用に供する日時	年 月 日（ ） 午前 時 分 以後 午後
利用に供する場所	
利用の実施方法	(1) 閲覧 (2) 視聴 (3) 写しの交付
担 当	(電話 )
備 考	

注 特定歴史公文書等を利用する際には、この通知書を受付へ提示してください。

## 特定歴史公文書等部分利用決定通知書

番 号  
年 月 日

様

鳥取県立公文書館長

平成 年 月 日付けの利用請求について、鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の一部を利用に供することを決定したので通知します。

特定歴史公文書等の名称	
利用に供する日時	平成 年 月 日 ( ) 午前 時 分 以後 午後
利用に供する場所	
利用の実施方法	(1) 閲覧 (2) 視聴 (3) 写しの交付
利用に供しないこととした部分	
上記の部分を利用に供しない理由	鳥取県公文書等の管理に関する条例第13条第2項第 号 に該当 (説明)
※上記の理由がなくなる期日	平成 年 月 日
担当	(電話 )
備考	

注1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

注2 特定歴史公文書等を利用する際には、この通知書を受付へ提示してください。

特定歴史公文書等利用制限決定通知書

番 号  
年 月 日

様

鳥取県立公文書館長

平成 年 月 日付けの利用請求について、鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の全部を利用に供しないことを決定したので通知します。

特定歴史公文書等の名称	
利用に供しない理由	鳥取県公文書等の管理に関する条例第 13 条第 2 項第 号 に該当 (説明)
※上記の理由がなくなる期日	平成 年 月 日
担当	(電話 )
備考	

注 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対して異議申立て (審査請求) をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として (訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立て (審査請求) をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て (審査請求) に対する決定 (裁決) があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

決定期間延長通知書

番 号  
年 月 日

様

鳥取県立公文書館長

平成 年 月 日付けの利用請求について、鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり利用決定等をすべき期間を延長したので通知します。

特定歴史公文書等の名称	
規則第 6 条第 1 項の規定による決定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
延長後の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
延長の理由	
担 当	(電話 )
備 考	

利用決定等の期限の特例通知書

番 号  
年 月 日

様

鳥取県立公文書館長

平成 年 月 日付けの利用請求について、鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第 6 条第 4 項の規定により、次のとおり利用決定等をすべき期間を延長したので通知します。

特定歴史公文書等の名称	
規則第 6 条第 1 項の規定による決定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
規則第 6 条第 4 項の規定を適用する理由	
利用請求に係る特定歴史公文書等のうち相当の部分につき利用決定等をする期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
上記期間内に利用決定等をする部分	
残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限	
担 当	(電話 )

様

鳥取県立公文書館長

特定歴史公文書等の利用請求に関する意見について（照会）

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている特定歴史公文書等について、鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第5条の規定による利用請求があり、当該特定歴史公文書等について利用決定を行う際の参考とするため、同条例第15条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

については、この特定歴史公文書等を利用させることについて御意見があれば、別紙「特定歴史公文書等の利用に関する意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに同意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

利用請求に係る 特定歴史公文書等 の 名 称	
利 用 請 求 が あ っ た 年 月 日	平成 年 月 日
特定歴史公文書等 に記録されている あなた（貴団体） に 関 する 情 報	
意見書の提出期限	平成 年 月 日
意見書の提出先 及び 担 当 者	(電話 )

番 号  
年 月 日

（第三者） 様

鳥取県立公文書館長

特定歴史公文書等の利用請求に関する意見について（照会）

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている特定歴史公文書等について、鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第5条の規定による利用請求があり、利用決定を行いたいと思います。

については、同条例第15条第2項の規定に基づき御意見を伺いますので、この特定歴史公文書等を利用させることについて御意見があれば、別紙「特定歴史公文書等の利用に関する意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに同意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

利用請求に係る 特定歴史公文書等 の 名 称	
利 用 請 求 が あ っ た 年 月 日	平成 年 月 日
特定歴史公文書等 の利用をさせよう と する 理 由	
特定歴史公文書等 に記録されている あなた（貴団体） に 関 する 情 報	
意見書の提出期限	平成 年 月 日
意見書の提出先 及び 担 当 者	（電話 ）



(引継元実施機関の長) 様

鳥取県立公文書館長

特定歴史公文書等の利用請求に関する意見について (照会)

鳥取県公文書等の管理に関する条例第 13 条第 2 項第 1 号ウに関する情報が記録されている下記の特定歴史公文書等について、同施行規則第 5 条の規定による利用請求があり、利用決定を行いたいと考えています。

については、同条例第 15 条 3 項の規定に基づき、引継元実施機関としての御意見を伺いますので、この特定歴史公文書等を利用させることについて御意見があれば、別紙「特定歴史公文書等の利用に関する意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに同意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

利用請求に係る 特定歴史公文書等 の 名 称	
利 用 請 求 が あ っ た 年 月 日	平成 年 月 日
特定歴史公文書等 に付されている条 例第 9 条第 3 項の 規定による意見の 内 容	
特定歴史公文書等 の利用をさせよう と する 理 由	
意見書の提出期限	平成 年 月 日
意見書の提出先 及 び 担 当 者	(電話 )

様式第8号（第17条関係）  
（別紙）

特定歴史公文書等の利用に関する意見書

年 月 日

鳥取県立公文書館長 様

住所

（法人その他の団体にあつては、事業所又は事業所の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

連絡先（電話番号）

平成 年 月 日付けで照会のあつた特定歴史公文書等の利用について、下記のとおり意見を提出します。

照会のあつた 特定歴史公文書等 の 名 称	
利用に関する 御意見 ※	1 利用されても支障（不利益）はない。 2 利用されると支障（不利益）を生じる。  （1）支障（不利益）がある部分  （2）支障（不利益）の具体的内容
担 当	（電話 ）

※ 1又は2のうち該当する番号に○を付してください。2を選択された場合は、支障（不利益）がある部分及びその具体的内容も記載してください。なお、必要に応じて別紙を添付していただいても構いません。

特定歴史公文書等の利用に関する意見書

年 月 日

鳥取県立公文書館長 様

引継元実施機関の長

平成 年 月 日付で照会のあった特定歴史公文書等の利用について、下記のとおり意見を提出します。

照会のあった 特定歴史公文書等 の 名 称	
利用に関する 御意見 ※	1 特に意見はない。  2 意見がある。  (1) 意見がある部分  (2) 意見の具体的内容
担 当	(電話 )

※ 1 又は 2 のうち該当する番号に○を付してください。2 を選択された場合は、支障 (不利益) がある部分及びその具体的内容も記載してください。なお、必要に応じて別紙を添付していただいても構いません。

(第三者) 様

鳥取県立公文書館長

## 特定歴史公文書等の利用決定について (通知)

あなた (貴団体) に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用請求について、鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり利用に供することを決定したので、同条例第 15 条第 4 項の規定により通知します。

利用決定した特定 歴史公文書等の 名 称	
利用に供すること とした理由	
利用に供する日	平成 年 月 日
担 当	(電話 )

注 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対して異議申立て (審査請求) をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として (訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立て (審査請求) をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て (審査請求) に対する決定 (裁決) があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

掲載承認申請書

平成 年 月 日

鳥取県立公文書館長 様

申請者 住所  
氏名又は  
団体名  
代表者氏名

下記により、公文書館所蔵資料を掲載したいので申請します。

記

- 1 資料の名称と点数（点数が多い場合は、別紙添付のこと）
  
- 2 申請の目的
  
- 3 掲載の方法 写真の転載 V T R の放映 翻刻（全体・部分）  
その他（ ）
  
- 4 掲載出版物・放映番組
  - ア 書名・番組名
  - イ 著编者・放送局
  - ウ 発行価格
  - エ 発行ページ数
  - オ 発行部数
  - カ 発行・放映予定日

公文書等館外貸出申込書

鳥取県立公文書館長

様

鳥取県立公文書館管理運営要綱第 23 条の規定により、次のとおり公文書等の館外貸出しの許可を受けたいので、申し込みます。

年 月 日

申込者 住 所  
氏 名  
連絡先  
(電話番号)

印

管 理 方 法			
貸出公文書等	公文書等の種別	整理番号等	名 称
貸出期間		年 月 日から 年 月 日まで	

実施機関等特例利用申込書

年 月 日

鳥取県立公文書館長 様

(引継元実施機関等の長)

鳥取県公文書等の管理に関する条例第 25 条の規定に基づき、下記のとおり特定歴史公文書等の利用を申込みます。

種別	整理番号等	特定歴史公文書等の名称